

令和 2 年 7 月 1 7 日  
子 育 て 支 援 課

## 葛飾区特定子ども・子育て支援施設等の基準を定める条例の制定について

### 1 条例制定の背景・目的

令和元年 1 0 月から幼児教育・保育の無償化が実施され、国の基準を満たさない認可外保育施設等に通う保護者も 5 年間は無償化を受けられることとなった。国の 5 年間を短縮する当条例を制定することで、国の基準を満たしていない認可外保育施設等の保育の質の確保・向上を早期に図る必要がある。

### 2 概 要

国が定める認可外保育施設等の基準を満たさない認可外保育施設等を無償化対象とする猶予期間について、国が示す 5 年間を短縮し、本区の猶予期間を原則、令和元年 1 0 月から 1 年 6 カ月とし、当該認可外保育施設等を令和 3 年 4 月から無償化対象施設から除外するもの。

### 3 スケジュール

令和 2 年	7 月	該当施設への周知（無償化対象施設の継続について） 広報かつしか、ホームページで周知
	9 月	第 3 回定例会で条例案を上程 条例の制定
	1 0 月	該当施設への周知（条例制定について） 広報かつしか、ホームページで周知
	1 2 ～ 1 月	保護者向け無償化リーフレットの配布 該当施設への周知 （無償化リーフレットの配布について）
令和 3 年	4 月	条例施行